

川崎市居住支援協議会

令和7年度 定期総会 議事次第

議 案

- (1) 第1号議案 役員交代（案）について
- (2) 第2号議案 令和6年度事業報告（案）について
- (3) 第3号議案 令和6年度決算報告（案）及び監査報告について
- (4) 第4号議案 令和7年度事業計画（案）について
- (5) 第5号議案 令和7年度予算（案）について
- (6) 第6号議案 会員の新規加入について
- (7) 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則別表 改正（案）について
- (8) 第8号議案 川崎市居住支援協議会会計規則 改正（案）について

【配布資料】

- ・ 議事次第
- ・ 出席者一覧

- ・ 資料1 第1号議案 役員交代（案）
- ・ 資料2 第2号議案 令和6年度事業報告（案）
- ・ 資料3 第3号議案 令和6年度決算報告（案）及び監査報告
- ・ 資料4 第4号議案 令和7年度事業計画（案）
- ・ 資料5 第5号議案 令和7年度予算（案）
- ・ 資料6 第6号議案 会員の新規加入
- ・ 資料7 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則別表 改正（案）
- ・ 資料8 第8号議案 川崎市居住支援協議会会計規則 改正（案）

- ・ 参考資料1 令和7年度想定スケジュール
- ・ 参考資料2 川崎市居住支援協議会会則
- ・ 参考資料3 川崎市居住支援協議会会計規則
- ・ 参考資料4 令和7年度専門部会・庁内検討会開催日一覧
- ・ 令和7年度所属部会一覧

- ・ 説明資料 独立行政法人都市再生機構
生活クラブ生活協同組合
法務省 横浜保護観察所

【第 1 号議案】

川崎市居住支援協議会 役員交代(案)

役職	団体等	氏名	前任者
会長	川崎市 まちづくり局 住宅政策部長	原嶋 茂	
副会長	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 支部長	太田 衛	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	邊見 洋之	
幹事	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 支部長	太田 衛	
	公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 川崎支部 副支部長	米田 恵子	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 副支部長	加藤 豊	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 部長	小澤 竜騎	筒井 康仁
	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長	斐 安	
	特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 理事長	永島 優子	
	川崎市 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 課長	小出 博美	菅原 和彦
	川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 担当課長	滝口 和央	久保 真人
会計 監事	川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課	島田 圭一郎 (課長)	川本 拓 (担当課長)
	一般財団法人 高齢者住宅財団 総務部長	小岩 光弘	

(敬称略)

【第 2 号議案】

令和 6 年度 川崎市居住支援協議会 事業報告（案）

1. 総会等の開催

(1) 幹事会：令和 6 年 5 月 7 日（火）

定期総会における議案について検討、確認

(2) 定期総会：令和 6 年 5 月 27 日（月）

「令和 5 年度事業報告・決算」「令和 6 年度事業計画」等について議決

(3) 臨時総会

第 1 回：令和 6 年 8 月 9 日（金） ※書面表決

「役員交代（案）」「令和 6 年度補正予算（案）」について承認の議決を得るために開催

第 2 回：令和 7 年 1 月 24 日（金） ※書面表決

「令和 6 年度第 2 次補正予算（案）」について承認の議決を得るために開催

(4) 庁内検討会

専門部会での検討内容のフィードバックを受けて協議を実施

第 1 回：令和 6 年 8 月 15 日（木）

第 2 回：令和 6 年 11 月 18 日（月）

第 3 回：令和 7 年 2 月 4 日（火）

(5) 専門部会

第 1 回：令和 6 年 7 月 22 日（月）、23 日（火）

第 2 回：令和 6 年 10 月 15 日（火）、16 日（水）

第 3 回：令和 7 年 1 月 22 日（水）、23 日（木）

A 部会 すまいの相談窓口の機能強化について
B 部会 効率的な物件提供に向けた取組について
C 部会 入居者の退去や死亡時におこる手続きについて

2. 具体的な取組

令和6年度は、専門部会での検討とあわせて次のとおり具体的な取組を行った。

(1) すまいの相談窓口の機能強化について

●すまいの相談窓口における支援体制の充実

相談者の内、親族等の支援や福祉の既存制度等に基づく支援が確保できない方について、不動産店への同行や賃貸借契約手続きなど、転居等に必要な支援を実施した。また、令和7年4月より「すまいの相談窓口」にて、オンライン相談及びハウジングサロンでのオンライン相談を開始するため、体制の整備を行った。加えて、すまいの相談窓口のチラシデザインの変更及び印刷を委託により実施した。

●「外国人向けサポートブック」の動画作成

民間賃貸住宅への入居に伴い発生する権利や義務、必要な手続きや、日本で暮らす上でのルール・マナーについて外国人入居者へ伝える「外国人向けすまいのサポートブック（やさしい日本語版）」について、より多くの外国人へ周知するため、4言語（英語、中国語、ベトナム語、ネパール語）のナレーションつき動画を作成した。

●令和6年度 民間賃貸住宅オーナーセミナーの開催

【日時】令和6年12月15日（日）10時00分～12時00分

【会場】エポックなかはら（会場・オンライン同時開催）

【申込者】22名

オーナー目線での今後の賃貸経営について、賃貸住宅市場の現状、高齢者などの住宅確保要配慮を受け入れるメリットとリスクへの対応手段などを解説。あわせて高齢者などの入居を受け入れる際に活用可能な、居住支援に関する制度やサービスを紹介。

(2) 効率的な物件提供に向けた取組について

●居住支援法人等によるサブリースによる物件提供の取り組み

相談窓口において物件提供が困難な相談者に対し、居住支援法人が物件探し及び大家との交渉等を担い、1部屋ごとのサブリース契約による物件提供を行う取り組みを試行的に実施するにあたり、協力不動産店との打合せを行い、体制を整備した。

(3) 入居者の退去や死亡時におこる手続きについて

●居住支援サービス一覧表の作成

福祉部局等が実施している高齢者、障害者、生活困窮者事業等の事業や行政サービスについて、一覧表を作成した。

(4) その他

●ノベルティグッズの製作

すまいの相談窓口や民間賃貸住宅オーナー向けのセミナーで配布することで川崎市居住支援協議会の活動を周知することを目的として、協議会の名称等が記載されたノベルティグッズを製作。

【製作物】・フラットポーチ

- ・A6 ノートブック
- ・フリクションボール 3 色スリム
- ・ブックメモ付箋

●庁内関係部局との連携強化・活動の周知（研修・意見交換等への協力）

庁内関係部局との関係構築や、居住支援に対する理解醸成による入居支援体制の強化等を目的とし、生活保護新人・新任ケースワーカー研修や地域支援係長会議において、すまいの相談窓口や協議会の活動について周知した。

令和6年度 決算報告(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(A)	決算額(B)	増減 (B-A) △は減	備考
補助金収入	3,276,960	2,900,555	△ 376,405	
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業補助	3,276,960	2,900,555	△ 376,405	国土交通省補助金(活動期間4月～1月)
借入金	1,450,000	2,000,000	550,000	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	344	344	
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	344	344	預金利子
当該年度収入合計(C)	4,726,960	4,900,899	173,939	
前年度繰越金(D)	98,515	98,515	0	
収入合計	4,825,475	4,999,414	173,939	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(a)	決算額(b)	増減 (b-a) △は減	備考
人件費	996,800	788,184	△ 208,616	
事務局人件費	996,800	788,184	△ 208,616	住宅供給公社職員分
旅費	3,000	4,004	1,004	
交通費	3,000	4,004	1,004	住宅供給公社職員分
庁費	2,277,160	2,108,367	△ 168,793	
需用費	56,000	17,556	△ 38,444	光熱水費17,556
報償費	26,000	26,000	0	セミナー謝金26,000
役務費	0	5,280	5,280	振込手数料5,280
委託費	2,142,220	2,014,483	△ 127,737	サポートブック翻訳委託594,000、セミナー運営・チラシ作成委託369,600、すまいの相談窓口チラシ作成委託58,300、ノベルティ製作委託992,583
使用料及び賃借料	52,940	45,048	△ 7,892	セミナー会場・設備使用料4,660、事務所賃料40,388
償還金	1,450,000	2,000,000	550,000	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(E)	4,726,960	4,900,555	173,595	
次年度繰越金	98,515	98,859	344	
支出合計	4,825,475	4,999,414	173,939	

次年度繰越収支差額 (C) + (D) - (E)	当該年度 収入合計(C)	前年度 繰越金(D)	当該年度 支出合計(E)	次年度繰越金
	4,900,899	98,515	4,900,555	98,859

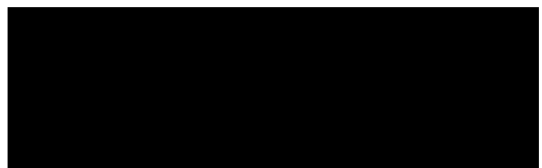


会計監査報告書

令和 7 年 4 月 2 1 日、川崎市居住支援協議会会則第 1 7 条の定めるところにより、令和 6 年度の収支決算状況について、関係帳簿等により慎重に会計監査を行ったところ、経理等の内容は、良好かつ適正であると認められました。

令和 7 年 4 月 2 / 日

会計監事



令和7年度 川崎市居住支援協議会 事業計画（案）

令和7年度の協議会活動について、次のとおり各専門部会にて具体的な取組を中心に検討を進める。

1. 総会等の開催（予定）

- (1) 幹事会 … 令和7年5月7日（水）
定期総会における議案について検討、確認
- (2) 定期総会 … 令和7年5月22日（木）
「令和6年度事業報告・決算」「令和7年度事業計画」等について議決
- (3) 専門部会 … 令和7年7月、10月、令和8年1月
各取組毎に専門部会をそれぞれ年3回開催予定。ケーススタディや各会員からの提案に基づく意見交換等

2. 主な取組

(1) すまいの相談窓口の機能強化

すまいの相談窓口における住まい・住み替え相談件数が増加している。あわせて、複雑な課題を抱え、福祉的支援や経済状況の把握を要する相談も増加している。相談者に対するより細やかな支援と各関係機関との連携強化が重要となっている。

- 庁内各部署・関係機関への説明・周知啓発
- 相談窓口の醸成（要配慮者の入居に係る問題要因や必要なサービスの整理・研修会など）
- 物件確保に向けた取組（サポート店との連携強化、家主向けセミナーの開催など）

(2) 外国人世帯の課題への対応・居住支援法人との連携強化の検討

「川崎市外国人市民意識実態調査」の結果を共有し、外国人世帯が住居を探す際の課題を検証する。また居住支援法人の活動支援に向けて協議する。

- 「川崎市外国人市民意識実態調査」を踏まえた検討
- 居住支援法人へのヒアリング調査の実施

(3) 高齢者世帯の死後事務についての検討

家主・不動産事業者の不安軽減に向け、現時点で活用可能なサービスを整理し、課題を明確にする。住宅セーフティネット法の改正に伴い開始する居住サポート住宅について、情報共有や制度の周知を行う。

- 福祉部局との連携による、死後事務における課題の検討
- 居住サポート住宅の情報共有及び周知

※その他、個別の検討事項に関しては、ワーキンググループ等により対応していく。

令和7年度 予算(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和7年度 予算額(A)	令和6年度 予算額(B)	増減 (A-B) △は減	備考
補助金収入	4,962,800	3,276,960	1,685,840	
共生社会実現に向けた住宅セーフ ティネット機能強化・推進事業補助	4,962,800	3,276,960	1,685,840	国土交通省補助金(活動期間4月～1月)
借入金	1,350,000	1,450,000	△ 100,000	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	0	0	
当該年度収入合計(C)	6,312,800	4,726,960	1,585,840	
前年度繰越金	98,859	98,515	344	
収入合計	6,411,659	4,825,475	1,586,184	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和7年度 予算額(a)	令和6年度 予算額(b)	増減 (a-b) △は減	備考
人件費	3,062,800	996,800	2,066,000	技師(C)単価@40,300×2人×38日
事務局人件費	3,062,800	996,800	2,066,000	住宅供給公社職員分
旅費	50,000	3,000	47,000	単価@25,000×2人
交通費	50,000	3,000	47,000	住宅供給公社職員分
庁費	1,850,000	2,277,160	△ 427,160	
需用費	270,000	56,000	214,000	消耗品費40,000、光熱水費160,000、印刷製本 費70,000
報償費	100,000	26,000	74,000	セミナー謝金100,000
役務費	110,000	0	110,000	通信運搬費70,000、広告宣伝費40,000
委託費	1,000,000	2,142,220	△ 1,142,220	パンフレット改訂委託800,000、セミナー委託 200,000
使用料及び賃借料	370,000	52,940	317,060	講演会会場使用料・マイク等リース費70,000、事 務所賃料300,000
償還金	1,350,000	1,450,000	△ 100,000	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(D)	6,312,800	4,726,960	1,585,840	
次年度繰越金	98,859	98,515	344	
支出合計	6,411,659	4,825,475	1,586,184	

【第6号議案】

資料6

会員の新規加入

団体名	所在地	理由	参加専門部会		
			A	B	C
独立行政法人都市再生機構	神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー	当団体はUR賃貸住宅を活用し、居住支援法人等が生活支援や就労支援の対象者に住宅を転貸する取組みや、住宅セーフティネットの供給に資する活動に取り組んでいる。川崎市居住支援協議会へ参画し連携体制を構築することで、本市における居住支援の充実が期待されるため。			○
生活クラブ生活協同組合	横浜市港北区新横浜2-2-15 パレアナビル6F	当団体は神奈川県より居住支援法人の指定を受け、女性向けケア付きシェアハウスの運営や地域の居場所創りなど、共助ネットワークを活性化させる活動等に取り組んでいる。川崎市居住支援協議会への参画により、連携の強化が期待されるため。		○	

川崎市居住支援協議会 会則別表(第4条関係) 改正(案)

川崎市居住支援協議会会則 新旧対照表

新		旧	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
区分	会員	区分	会員
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社 特定非営利活動法人 ピアたちばな 独立行政法人 都市再生機構 生活クラブ生活協同組合	居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社 特定非営利活動法人 ピアたちばな

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

川崎市居住支援協議会 会計規則 改正(案)

川崎市居住支援協議会会計規則 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会長 川崎市居住支援協議会会則(以下「会則」という。)第5条に規定する会長をいう。</p> <p>(2) 事務局長 会則第13条に規定する事務局が置かれる川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課の課長をいう。</p>	<p>第1章 総則 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 会長 川崎市居住支援協議会会則(以下「会則」という。)第5条に規定する会長をいう。</p> <p>(2) 事務局長 会則第13条に規定する事務局が置かれる川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課の担当課長をいう。</p>

川崎市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 幹事 10名程度
 - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
 - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 専門部会の設置に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

(専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
 - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
 - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

(事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 個人情報等

(秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。

この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月27日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社 特定非営利活動法人 ピアたちばな
法務省	横浜保護観察所
川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進室 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

川崎市居住支援協議会会計規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の会計事務の適切な処理を図るため、その予算、決算及び経理等に関する手続き等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 川崎市居住支援協議会会則（以下「会則」という。）第5条に規定する会長をいう。
- (2) 事務局長 会則第13条に規定する事務局が置かれる川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課の担当課長をいう。

第2章 予算

(歳入歳出予算の科目)

第3条 歳入歳出予算の科目は、別表1のとおりとする。

(決裁者)

第4条 会計事務の決裁者は、別表2のとおりとする。

(決裁の代行)

第5条 別表2において決裁者が事務局長に属する決裁において、事務局長が不在の場合は、会長が決裁を代行できる。

(調定及び執行)

第6条 歳入予算の調定は、調定伺票（第1号様式）により、歳出予算の執行は、歳出予算執行伺票兼前渡金支出命令票（第2号様式）を作成し、これに決裁を得て行うものとする。

(履行確認)

第7条 契約が履行されたときは、別表2により、履行確認検査調書（第3号様式）で履行を確認する。

- 2 前項により履行を確認する者は、事務局長が指名した者とする。

(支出命令)

第8条 支出命令は、支出命令票兼前渡金精算報告書（第4号様式）に決裁することによって行う。

- 2 前項により、支出命令を行うときは、原則、債務が確定していることを確認するに必要な書類及び、請求に基づくものにあつては請求書を添付しなければならない。但し、事務局長が認めた経費については、資金前渡による支出ができる。
- 3 資金前渡による場合を除き、支出命令は歳出執行伺票兼前渡金支出命令票に適合するかどうかを確認して行う。

4 資金前渡による支出をする場合は、歳出予算執行何票兼前渡金支出命令票の備考欄に「資金前渡」と記載し、前渡金受領者を明記することにより行う。

(支払方法)

第9条 支払いは、資金前渡による場合を除き、適法な請求書を受理してから別に定めのある場合のほか、30日以内に支払うものとする。

2 支払いは、原則として契約履行後または支出決定後に支払うものとする。

(収支決算書)

第10条 事務局長は、会計年度終了後、収支決算書(第5号様式)を作成し、会長に提出しなければならない。

(精算報告等)

第11条 前渡金の精算報告は、支出命令票兼前渡金精算報告書に、証拠書類を添付し決裁することにより行う。

2 請求書による支払いの場合、支払いを証明できる書類を支出命令票兼前渡金精算報告書に添付する。

第3章 物品管理

(物品管理)

第12条 協議会が取得した物品について、管理の適正を期するため、事務局長は、物品の管理に関する事務を行う。

2 事務局長は、備品管理簿(第6号様式)を備え、協議会の所有に属する動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの、かつ、購入価額が2万円以上の物を購入したあと、遅滞なく、備品管理簿に記載するとともに、原則として、当該備品には備品管理番号を表示することとする。

第4章 雑則

(帳簿類)

第13条 事務局は、次の各号に掲げる帳票類を備えるものとする。

(1) 現金出納簿(第7号様式)

(2) 預金通帳

(その他)

第14条 この規則に定めのない事項については、川崎市金銭会計規則、川崎市住宅供給公社会計規程のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱(平成21年4月1日付国住生第4号)等の関係規定を参酌し、別途定めるものとする。

附 則

この規則は、平成28年8月10日から施行する。